

鎌倉市農業振興協議会設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市の農業振興の充実と発展のため、鎌倉市農業振興協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項の協議を行うものとする。

- (1) 農業振興の推進に係る全体的な方針などに関する事項
- (2) 農業振興施策の進捗状況に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

- 2 委員は、農業者、農業関係団体、関係団体から推薦を得た者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 特別の事項を協議するため必要があるときは、協議会に特別委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、議事その他会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 会長は、前条第1項の任期中、必要に応じて協議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、部会所属の委員の中から会長の指名する者をもって充てる。
- 3 部会所属の委員は、委員又は特別委員の中から会長が指名する。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は、部会長が会長に諮って招集する。

2 部会の会議は、部会所属の委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会の会議の結果は、会長に報告するものとする。

(意見の聴取)

第9条 協議会及び部会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会及び部会の庶務は、この協議会を所管する課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成22年6月23日から施行する。

付 則

この要綱は平成28年9月7日から施行する。

付 則

この要綱は令和5年6月12日から施行する。